

## 議会運営委員会記録

### ○開催日時

令和2年6月1日 午前9時58分～午前10時53分

---

### ○開催場所

第2委員会室

---

### ○出席委員（9人）

委員長	福元光一	委員	川添公貴
副委員長	成川幸太郎	委員	中島由美子
委員	上野一誠	委員	帯田裕達
委員	瀬尾和敬	委員	森満晃
委員	永山伸一		

---

### ○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 福田俊一郎

---

### ○その他の議員

議員 井上勝博

---

### ○説明のための出席者

総務部長	田代健一	商工観光部長	古川英利
総務課長	古里洋一郎		
文書法制室長	川畑央	建設部長	久保信治
財政課長	鬼塚雅之		
危機管理監	佐田孝一	消防局長	中村真
企画政策部長	末永隆光	教育部長	上大迫修
市民福祉部長	小柳津賢一	水道局長	新屋義文
医療福祉対策監	平原一洋		
		議会事務局長	道場益男
農林水産部長	中山信吾	議事調査課長	堀ノ内孝

---

### ○事務局職員

事務局長	道場益男	主幹兼議事グループ長	上川雄之
議事調査課長	堀ノ内孝	管理調査グループ員	堀之内孝充
課長代理	久米道秋	議事グループ員	芦谷仁美
主幹兼管理調査グループ長	清藤操生		

---

○審査事件等

- 1 今期定例会の会期及び会期日程（案）について
  - 2 今期定例会に付議される議案等について
    - (1) 提出議案等の概要説明
    - (2) 議案等の審議方法について
  - 3 6月定例会中の新型コロナウイルス対策の取扱いについて
  - 4 本会議における採決方法等の見直しについて
-

## △開 会

○委員長（福元光一）これより議会運営委員会を開会します。

本日の委員会は、ただいまタブレット端末に表示しております、審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）御異議ありませんので、そのように審査を進めます。

まず、議長から御挨拶をお願いいたします。

○議長（福田俊一郎）今朝は、震度4らしいですけれども、大きな地震があったところでした。

今日は、これまで議会運営委員会の協議会の中で議論をしていただきました、6月定例会中の新型コロナウイルス対策の取扱い、並びに本会議における採決方法等の見直しについてを、今日は本会議の中で取り扱っていただくこととなります。

また、採決の方法につきましては、これに伴う、関連する事項等もごございますことから、申し合わせ等に落とし込むことの協議もしていただくことになろうかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

## △今期定例会の会期及び会期日程（案）について

○委員長（福元光一）まず、今期定例会の会期及び会期日程（案）についてを議題といたします。

概要説明を事務局長に求めます。

○事務局長（道場益男）それでは、資料1-1、令和2年第2回市議会定例会会期及び会期日程（案）を御覧ください。

まず、会期は6月9日から7月3日までの25日間でございます。会期日程は、6月9日の本会議で議案説明及び一部議案審議。翌10日午後3時に質問通告締め切り。質問予定者数につきましては、資料1-2のとおり、最大で11人となっておりますので、3日間で質問者数を割り振ることとし、18日及び19日の本会議で総括質疑並びに一般質問を行い、22日の本会議では総括質疑並びに一般質問、その後、議案等付託としてはとれます。

また、休会中の24日に産業建設委員会を、

25日に総務文教委員会を、26日に生活福祉委員会を開催願ひ、29日を委員会予備日とし、7月3日の本会議において、付託事件等審査結果報告を予定してはいかかと考えます。

また、今後の議運の開催予定ですが、中日の議運が6月19日の本会議終了後に、最終日の議運が7月3日の午前9時からそれぞれ予定されております。

○委員長（福元光一）ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

○委員（上野一誠）この会期及び日程については、当局とのいろんな議論を詰め合わせて御提案がされているというのは十分理解した上でですが、仮に皆さんどういふふうに思われるか分かりませんので、委員長のほうで一つ取り計らっていただきたいのですが、3日がちょうど県議会議員の補欠選挙に入る告示日に当たるんですが、この告示日に本会議という形になるんですけども、ここを日程調整ができないか、あるいはしたほうがいいのか、あるいはこのままでいかと、少し考えるところがありましたものですから、ちょっと委員長のほうで意見集約をしてもらいたいというふうに思います。

○委員長（福元光一）今の上野委員の意見に関しまして、委員の方々から何か御意見ありませんか。

○委員（瀬尾和敬）私も今の上野委員の発言に賛成するものです。可能ならば2日にするか、それとも土日を含んで5日にするか、それを何とかできないものかと考えています。

○委員（永山伸一）私は、日程予定どおりでよろしいかと考えます。

○委員（帯田裕達）私も日程どおりでいいと思います。

○委員（上野一誠）これまでこういう計画をして、一応意見であるので、無理とかどうこうではないですけども、みんながどう考えるかという一つの意見を聞いてほしかった。

○委員長（福元光一）今、意見が日程どおりとか、できるならば日を変えてもらいたいというような意見も出ましたが、委員の皆様、これをどう取り扱ったらよろしいでしょうか。

○副委員長（成川幸太郎）行政のほうでは予定を組んではいらっしゃるんですけども、こ

れをずらすことでやっぱり支障が出てくるのかどうか。そこら辺はどんなものでしょう。

○総務部長（田代健一）済みません。今、市長三役日程のほうについては、お話のあった2日ないし5日というところについては、ちょっと把握をしておりませんので、具体的なお話があれば持ち帰り確認をさせていただくことになります。

○事務局長（道場益男）議長の日程でございますけれども、7月2日、現在全国議長会の基地協議会が開催される予定で入っております、こちらにつきましては開催地が東京のほうでございますので、現在のところ中止は入っていないんですけれども、かなり流動的な要素を含んでいるということで御理解いただきたいと思います。

○委員長（福元光一）今、当局とまた事務局からの説明がございましたが、委員の皆さん、これはどうしたほうがよろしいでしょうか。

○委員（上野一誠）こういうのはやっぱり全会一致というふうにあるべきだと思うので、もし御無理であればこのままやっただけでもなと思うし。いろいろ調整が必要であったり、個人的にはそういう県議会の告示というのがあったものだから、皆さんの同意が得られないということであれば、もうこの予定どおりでやむを得ないのかなと。

○委員長（福元光一）瀬尾委員、申し上げます。今、上野委員からもありましたように、変えるというのやぶさかではないと思いますけど、やはり変えるとなるとそれなりのものもまた変更していかななくてはならないということもありますので、委員長といたしましても、今後このような選挙とか大事なことがあるときには、当局からも議運のほうに相談をしてもらって、日程を組まないようにしてもらおうということで、今回はこの日程でよろしいでしょうか。ほかはこういう日程どおりでよろしいという意見だったものですから。

○委員（瀬尾和敬）どうしても、この3日でなければならぬのかというところで、ずらすことが可能ならばというふうな私が先ほど申し上げたんですけど、どんなものですか。皆さんがそうおっしゃるならもうしょうがないけど、ただでもちょっとあれですね、残念な気もしますが、もういいです。

○委員長（福元光一）ほかに、御意見ござい

ませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑、意見は尽きたと認めます。

それでは、今期定例会の会期及び会期日程（案）については、説明のとおりとすることで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

以上で、今期定例会の会期及び会期日程（案）についての審査を終了いたします。

△今期定例会に付議される議案等について

○委員長（福元光一）次に、今回定例会に付議される議案等についてを議題とします。

一括事務局長に説明を求めます。

○事務局長（道場益男）資料2-1、付議事件等区分表（案）及び資料2-2、付議事件一覧を併せて御覧ください。

当局からの報告が9件、報告3号及び報告第4号は、令和2年3月31日公布の法令改正に伴う関係条例の改正で、報告第3号は地方税法等の一部改正、報告第4号は地方税施行令の一部改正により所要の規定整備を早急に図る必要が生じたもの。

報告第5号から報告第7号は、新型コロナウイルス感染症対策として、4月に専決処分された補正予算に関するもので、報告第5号及び報告第6号は、令和2年度一般会計補正予算、報告第7号は令和2年度の国民健康保険事業特別会計補正予算であります。

報告第8号は、新型コロナウイルス感染症に感染した本市国民健康保険の被保険者等に対する傷病手当金の支給について、報告第9号は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金に係る本市が行う事務について、いずれも所要の規定の整備を早急に図る必要が生じたもの。

報告第10号は、令和2年4月30日に公布された地方税法等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を早急に図る必要が生じたもの。

報告第11号は、新型コロナウイルス感染症対

策として、5月26日に専決処分された令和2年度一般会計補正予算であります。

以上の報告9件は、いずれも専決処分の承認を議会に求めるものであり、6月9日の本会議審議にしてはと考えます。

次に、報告第12号から報告第20号までは、令和元年度の各会計繰越計算書の報告であり、6月9日の本会議においてそれぞれ報告を受けるものであります。

次に、提出予定議案は一般議案12件、補正予算議案7件の計19件であります。

議案第81号は、市長、副市長及び教育長の給料月額について、令和2年7月1日から同年10月31日までの間において、市長20%、副市長、教育長10%の減額措置を講じようとするもの。

議案第82号は、介護保険条例の一部改正であり、関係政令の一部改正に伴い、令和2年度の第1号被保険者の保険料率について、軽減強化の措置を講じるほか、所要の規定整備を図ろうとするもの。

議案第83号は、特別職に係る給料月額の減額、及び7月12日執行予定の県議会議員補欠選挙に関連する一般会計補正予算であり、以上の3件はいずれも6月9日の本会議審議にしてはと考えます。

次に、議案第84号は、職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部改正であり、人事院規則の一部改正に伴い、これに準じた防疫等作業手当を新たに定めるほか、所要の規定の整備を図ろうとするもの。

議案第85号は、市税条例の一部改正であり、地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税における各種控除、市たばこ税における葉巻たばこの課税方式、その他所要の規定の整備を図ろうとするもので、以上の2件は6月25日の総務文教委員会に。

次に、議案第86号は、地方税法等の一部改正に伴い、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例について、所要の規定の整備を図ろうとするもの。

議案第87号は、手数料条例の一部改正で、関係する総務省令の一部改正に伴い、いわゆるマイナンバーに係る通知カードの再交付に係る手数料

を廃止しようとするもの。

議案第88号は、共同納骨堂条例の廃止条例であり、樋脇岩下、入来大内田の2共同納骨堂の用途を廃止し、普通財産に変更しようとするもので、以上の3件は6月26日の生活福祉委員会に。

次に、議案第89号は、川内駅東口私有地利活用事業支援条例の一部を改正で、市のコンベンション施設と一体的に整備する民間施設に係る民間事業者を支援するため、助成対象とする民間事業に不動産業、物品賃貸業を加えるとともに、対象土地の範囲を拡大しようとするもの。

議案第90号は、財産の無償貸付議案であり、東郷温泉ゆったり館の敷地を宿泊及びこれに付随するサービスを提供する施設用地として使用することを条件に、エリアワンエンタープライズ株式会社に無償貸付しようとするもの。

議案第91号及び議案第92号は、指定管理者に関する議案であり、議案第91号は、川内川交流センターの供用開始に伴い、薩摩川内市ボート協会に管理を行わせているレガッタハウスを廃止することから、その指定期間を変更しようとするもの。

議案第92号は、川内川交流センターの指定管理者として新たに薩摩川内市ボート協会を指定しようとするもの。

議案第93号は、契約変更議案であり、大規模修繕更新補助川内河口大橋耐震補強（P2）工事について、波浪対策工事を追加して実施する等の必要があるため、記載のとおり契約金額の変更をしようとするもので、以上の5件は6月24日の産業建設委員会に、それぞれ付託しては考えます。

なお、今期定例会に提出される財産の無償貸付議案、指定管理者の指定議案及び契約変更議案については、今後各議員に文書で照会するなど、除斥対象議案かどうかの確認を行うこととなります。除斥対象議案があった場合は、本会議初日において除斥対象議案を除く議案を一括議題として、提案理由の説明を受け、除斥対象議案につきましては別途1件ずつ議題として、提案理由説明を受けることとなります。

さらに、総括質疑、また最終日の委員長報告及び採決についても同様の取扱いとなります。

次に、議案第94号については、令和2年度の

一般会計補正予算であり、各常任委員会に分割してはと考えます。

議案第95号から議案第99号までは、令和2年度の各特別会計補正予算、簡易水道事業会計補正予算及び下水道事業会計補正予算で、いずれも6月26日の生活福祉委員会に付託してはと考えます。

最後に、今後の提出予定議案等でございますが、現在のところ予定はされていないようであります。

**○委員長（福元光一）** ただいま事務局長から説明がありましたが、当局から補足説明がありますか。

**○総務部長（田代健一）** 議案第81号について、議会資料にて御説明させていただきます。

総務部議会資料の1ページをお開きください。

新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急の財政需要に対応するため、以下の内容で特別職の給料月額削減措置を講ずるものでございます。対象は、市長、副市長及び教育長で、対象期間は、令和2年7月1日から10月31日までの4カ月間です。

影響金額等ですが、市長が20%、副市長及び教育長が10%の減率で、期間中、4カ月の減額予定額は157万6,800円になります。この後、財政課長が説明いたしますが、一般会計補正予算の減額補正を併せて上程いたしております。施行期日は、令和2年7月1日としており、初日での議決をお願いするものでございます。

**○市民福祉部長（小柳津賢一）** 私のほうからは、議案第82号介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、若干補足をさせていただきます。

市民福祉部の議会資料の1ページを御覧ください。

今回の条例改正、大きく2点ございます。2番の改正の内容を御覧ください。昨年10月の消費税率の改定に伴いまして、低所得者の保険料軽減を行うもの、真ん中の表に書いてあるとおりでございますが、これが1点。

それから、大きく2点目は今回のコロナの影響により収入が減少した方につきまして、国から減免の方針が示されました。これに伴いまして、遡って申請できるような申請期限の特例を定めようとするものでございます。

まず1点目に関しましては、普通徴収が今度の7月1日から始まりますので、それに間に合わせるような形での改正を、2点目に関しましては、1日も早く申請に該当する方の利便性の向上に資するために、初日の議決をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

**○財政課長（鬼塚雅之）** 今市議定例会に上程します議案について説明いたします。

まず、議案第83号一般会計補正予算の概要について説明いたします。

それでは、一般会計補正予算（第5回）補正16ページを御覧ください。

今回の補正は、一般会計において1,503万5,000円を増額するものであります。

それでは、補正の内容を説明いたしますので、18ページの予算額調2の歳出目的別を御覧ください。

総務費では、総務一般管理費において、市長、副市長の給料の減額措置に伴い減額するとともに、鹿児島県議会議員補欠選挙費において、同選挙の執行に伴う経費を計上するものであります。

教育費では、事務局管理費において、教育長の給料の減額措置に伴い減額するものであります。

次に、歳入について説明いたしますので、17ページの予算額調1の歳入を御覧ください。

県支出金では、鹿児島県議会議員補欠選挙の執行に伴う選挙費委託金を計上するものであります。繰入金では、今後の財源対策として財政調整基金繰入金を減額するものであります。

以上で、議案第83号についての説明を終わります。

続きまして、議案第94号から議案第97号までの各会計補正予算の概要について説明いたします。

それでは、各会計予算書（第6回）補正の63ページを御覧ください。

各会計歳入歳出補正予算額調になります。今回の補正は、一般会計のほか、浄化槽事業をはじめとする3特別会計において、予算補正を行っております。

一般会計の補正額は、11億6,708万3,000円の増額で、補正後の額を661億2,379万9,000円とするものであり、浄化槽事業特別会計は債務負担行為の設定を、国民健

康保険直営診療施設勘定特別会計は、特定離島ふるさとおこし推進事業の補助内示に伴う予算措置を、介護保険事業特別会計は制度改正に伴う歳入の組替補正を行うものであります。

それでは、一般会計について、補正予算の概要を説明いたしますので、65ページの予算額調2の歳出目的別を御覧ください。

総務費では、財産一般管理費において、旧東郷中学校の活用事業者から事業撤退の申入れがあったことから、遊休公共施設等増築及び改修助成金を減額するとともに、土地建物売買契約の解除に伴う償還金を計上し、コンベンション施設整備事業費において、コンベンションセンターの整備や、寄贈いただいた絵画の設置等に係る経費を増額し、川内駅コンベンションセンター管理費において、駐車場借上料等を計上するものであります。

民生費では、介護保険対策費において、介護保険法施行令等の改正に伴い低所得者の保険料の負担軽減を図ることから、介護保険事業特別会計歳出金を増額するものであります。

衛生費では、感染症等予防費において、予防接種法施行令の改正に伴いロタウイルス感染症の定期接種に係る経費を計上し、葬斎場管理費において、甌島の葬斎場の整備方針を検討するための経費を計上するものであります。

農林水産業費では、畜産振興育成事業費において、地域の中心的経営体を実施する施設等の整備への支援経費を計上し、林道建設費において、林道檜之木線舗装事業及び林道奥戸線舗装事業に係る経費を増額するものであります。

土木費では、特定離島排水路整備事業費において、里地区排水対策整備事業及び鹿島地区側溝整備事業に係る経費を計上し、公園管理事業費において、大小路地区の川内市街部かわまちづくり事業に係る経費等を計上するものであります。

消防費では、非常備消防一般管理費において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため消防操法大会が中止になったことから、その経費を減額し、非常備消防車両等購入費において、下甌地域の消防団に配備している小型動力ポンプ普通積載車を更新する経費を計上するものであります。

教育費では、小学校近代教育設備費及び中学校近代教育設備費において、小・中学校のICT教

育に向けた環境を整備するための経費を計上するものであります。

諸支出金では、下水道事業費において、特定環境保全公共下水道事業や漁業集落排水事業の整備に係る一般会計が負担する経費を増額するものであります。

予備費では、市内医療機関や福祉施設等に対しマスクを配布するため予備費充用により購入したことから、その減少分を補填し、今後の緊急・突発的な事案に備えるものであります。

次に、歳入について説明いたしますので、64ページの予算額調1の歳入を御覧ください。

国庫支出金及び県支出金では、補助事業の内示により、各補助金等を増減調整するものであります。

寄附金では、総務費寄附金として、企業版ふるさと納税の収入見込みを計上し、一般寄附金として、1件の300万円を御寄附いただきましたので計上するものであります。

繰入金では、今回補正の財源として財政調整基金繰入金を増額するとともに、旧東郷中学校の活用事業者の事業撤退に伴い、遊休公共施設等増築及び改修助成金が不要となったことから、市有施設保全基金繰入金を減額するものであります。

市債では、林道建設事業債において、林道檜之木線及び林道奥戸線の舗装事業の財源として増額し、教育施設整備事業債において、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業の財源として増額するものであります。

次に、債務負担行為補正について説明いたします。6ページを御覧ください。

第2表債務負担行為補正の追加は、川内駅東口駐車場借上事業に係るものであります。

最後に、地方債補正について御説明いたします。7ページを御覧ください。

第3表地方債補正は、林道建設事業及び観光施設整備事業を追加するとともに、消防防災施設整備事業、文化振興施設整備事業及び教育施設整備事業の限度額を変更するものであります。

○委員長（福元光一）ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑、意見はないと認めます。

それでは、今期定例会に付議される議案等の審議方法については、説明のとおり取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、今期定例会に付議される議案等についての審査を終了します。

ここで、協議会に切り替えます。

~~~~~

午前10時27分休憩

~~~~~

午前10時32分開議

~~~~~

[休憩中に当局職員退室]

○委員長（福元光一）ここで、本会議に戻します。

△6月定例会中の新型コロナウイルス対策の取扱いについて

○委員長（福元光一）次に、6月定例会中の新型コロナウイルス対策の取扱いについてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（堀ノ内 孝）資料4を御覧ください。

6月定例会中の新型コロナ対策の取扱いについてでございます。

前回の議会運営委員会協議会におきまして、6月定例会中の新型コロナウイルス対策に係る本会議の運営方法等について、意見を集約いただきました。その内容を御確認いただきたいというものでございます。

表になりますけれども、本会議の運営方法等でございます。

1項目め、質問通告時間の取扱い。質問通告時間は、「35分以内」を15分短縮し、「20分以内」とする。当局には、できる限り簡潔な答弁を求める。

2番目、重複質問の取扱い。先に同様の質問があった場合は、後の質問者は自己の判断により、質問が重複しないよう努める。

3番、会派における質問者の絞り込み。各会派において質問者の絞り込みを行う。これは11名

に絞り込んでいただいたところでございます。

四つ目、当局の出席者について。当局の判断に委ねる。

五つ目、議員の出席について。全議員が出席いただくということでございました。

下のほうに四角囲みで参考をつけてございます。

5月8日の議会運営委員会で決定いただきました議場における感染防止対策でございます。

(1)の3密対策としまして、ア、換気については、2カ所の窓は開放しておくこととし、本会議の気候等の状況等により、窓の開閉を行う。

イ、傍聴席は25席とし、インターネット中継の傍聴推奨、傍聴者のマスク着用、手指消毒。

(2)出席者、議長及び発言者の発言中を含みますが、マスクの着用の義務付け、手洗い、うがい、手指消毒といったものでございました。

○委員長（福元光一）ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑、意見はないと認めます。

それでは、本件については説明のとおりとすることで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）御異議がありませんので、そのように決定しました。

なお、事務局においてはただいまの決定を受け、本件取扱いを当局へも周知しておかれるようお願いしておきます。

以上で、6月定例会中の新型コロナウイルス対策の取扱いについてを終了します。

△本会議における採決方法等の見直しについて

○委員長（福元光一）次に、本会議における採決方法等の見直しについてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（堀ノ内 孝）資料5を御覧ください。

本会議における採決方法等の見直しについてでございます。

こちらも前回決めていただいたことでございまして、確認いただきたいと考えております。

まず、(1)からですが、委員長報告ごとに、



一括質疑、一括討論を行う。(一般会計予算及びその補正予算を除き、請願・陳情を含む)

(2) 討論のあった議案は、1件ずつ起立採決に代わる電子採決を行う。ただし、使用料・手数料の一部改正など関連する議案が多数提出されている場合は、一括採決により効率的な議事運営に努めることとする。

(3) 討論のなかった議案は、一括して簡易採決を行う。

(4) 請願・陳情は、議決の宣告が議案と異なることから、議案と一緒に採決とせず、1件ずつ採決を行うこととする。ただし、願意が同様な請願・陳情が多数提出されている場合は、一括採決により効率的な議事運営に努めることとする。

(5) 分割付託した一般会計予算及びその補正予算は最後に議題とし、各委員長報告の後、一括質疑、討論、採決を行うこととする。

(6) 一括採決に際しては、議員全員が同じ意思であることが前提となることから、事前に各会派等に議案等の賛否確認を行うこととする。別紙をつけてございます。

(7) 人事に関する議案の採決方法等は変更しない。ただし、農業委員会委員の任命に係る議案など、多数(5件以上)の議案が提出された際は、事前に賛否確認ができれば、一括採決できる可能性もあるということでした。

別紙を御覧ください。先ほどの議案等賛否通告書でございます。

まず会派等名を書いていただきまして、件名、賛成、反対がございましたけれども、件名につきましては事務局のほうであらかじめ入力しておきたいと考えております。

下のほうに参りまして、受付日時。注書きでございますけれども、議案の場合は原案に賛成する場合、及び請願・陳情の場合はその採択に賛成の場合は賛成の欄に、反対の場合は反対の欄に丸をつけていただきたいと思いますと考えております。ただし、各会派内で賛否が分かれている場合は、賛成・反対の数を各欄に記入いただきたいと思いますと考えておるところでございます。

○委員長(福元光一) ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(福元光一) 質疑、意見はないと認

めます。

それでは、委員会付託議案等に係る採決方法等の見直しについては、説明のとおりとすることで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(福元光一) 御異議がありませんので、そのように決定しました。

以上で、本会議における採決方法等の見直しについてを終了します。

ここで、協議会に切り替えます。

~~~~~

午前10時39分休憩

~~~~~

午前10時53分開議

~~~~~

○委員長(福元光一) ここで、本会議に戻します。

△閉 会

○委員長(福元光一) 以上で、議会運営委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(福元光一) 御異議ありませんので、以上で議会運営委員会を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会  
委員長 福元 光一